

伊奈町・日本薬科大学・いきいき埼玉の相互連携に関する協定書

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、町・大学・いきいき埼玉が別途協議の上、決定する。

伊奈町（以下「町」という。）・学校法人 都築学園 日本薬科大学（以下「大学」という。）・公益財団法人 いきいき埼玉（以下「いきいき埼玉」という。）は、相互の連携に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、町・大学・いきいき埼玉が相互の連携により、豊かな地域社会の形成・発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 町・大学・いきいき埼玉は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項の相互の連携に努める。

- (1) 町民の健康・福祉の向上に関すること
- (2) 環境の保全・創造に関すること
- (3) 教育・文化・スポーツの振興に関すること
- (4) 地域資源を活用した経済・産業・観光の振興に関すること
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

(実施条件)

第3条 町・大学・いきいき埼玉は、前条に係る事業を計画的に実施するものとし、その条件及び経費負担については、別途協議する。

(連携推進会議)

第4条 町・大学・いきいき埼玉は、相互の連携による事業を円滑に推進するため、連携推進会議を設置し、各々の担当窓口を設けるものとする。

2 連携推進会議は、各事業の全体調整を行うとともに、実施後は適切な評価を行い、今後の事業に反映するものとする。

3 連携推進会議の構成及び運営に関する事項は、町・大学・いきいき埼玉が協議の上、別途定める。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、町・大学・いきいき埼玉は各1通を保管する。

平成26年10月26日

北足立郡伊奈町大字小室9493番地
伊奈町
伊奈町長



伊奈町長

北足立郡伊奈町大字小室10281番地
学校法人 都築学園 日本薬科大学
学長



日本薬科大学
学長

北足立郡伊奈町内宿台六丁目26番地
公益財団法人 いきいき埼玉
理事長



吉野淳一